平成２３年（フ）第６６号
兵庫県明石市二見町東二見41番地の１　サニータウンⅠ401号
債務者　堀尾たい子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第６７号
神戸市西区井吹台西町１丁目２番地３―1303号
債務者　松山　綾子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第７５号
神戸市西区玉津町上池４番地の１　市住１―303号
債務者　松岡　道子
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第７６号
神戸市西区池上４丁目４番地の８　ビューラー村上105号、旧住所神戸市西区池上４丁目８番地の６
債務者　岡本こずゑ
1　決定年月日時　平成23年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第７１１号
奈良県生駒郡安堵町大字西安堵９番地の22
債務者　森本　康貴（旧姓池田・多田）
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第８４号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田西６丁目11番９号
債務者　佐々木章子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３２号
富山市花園町２丁目７番15号
債務者　宮﨑　やえ
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７号
富山市秋吉新町16番11号
債務者　栗本　憲三
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月18日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３８５号
北九州市八幡西区友田２丁目１番７―102号
債務者　村岡　正幸
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３２号
北九州市八幡西区馬場山３番６―１号　Ａ棟
債務者　吉田　裕子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第３４号
北九州市小倉北区大畠２丁目１番18号
債務者　吉川　香織（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第４９号
福岡県遠賀郡水巻町吉田東２丁目２番13号
債務者　西村　　彰
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０４号
北九州市八幡西区則松１丁目６番３号
債務者　福田　有子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１０８号
北九州市門司区白野江２丁目14番１―104号
債務者　西田　　聡
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１１０号
北九州市小倉北区紺屋町11番10―501号
債務者　野元　愛子
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１２１号
北九州市八幡西区引野１丁目13番25号　201
債務者　取切　善雄
1　決定年月日時　平成23年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１３６号
北九州市小倉北区片野新町１丁目６番２号　白石第一アパート１号
債務者　相良　一之
1　決定年月日時　平成23年３月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第２８号
神奈川県横須賀市佐野町３丁目４番地　すみれ荘201
債務者　紅林　正美
1　決定年月日時　平成23年３月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部